# 納税準備預金規定

### 1. (預金の目的、預入れ)

この預金は、国税または地方税(以下「租税」という。)納付の準備のためのもので、当店のほか当行本支店でいつでも預入れができます。

#### 2. (証券類の受入れ)

- (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下「証券類」という。)を受入れます。
- (2) 手形要件(とくに振出日、受取人) 小切手要件(とくに振出日) の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。
- (3) 証券類のうち裏書、受取文書等の必要があるものはその手続を済ませてください。
- (4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載 の金額によって取り扱います。
- (5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭掲示の代金取立手数料に 準じてその取立手数料をいただきます。

## 3. (振込金の受入れ)

- (1) この預金口座には、為替による振込金を受入れます。
- (2) この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発 信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

# 4. (受入証券類の決済、不渡り)

- (1) 証券類は、当店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受入れた証券類の金額にかかる預金の払戻しはできません。その払戻しができる予定の日は、通帳の摘要欄に記載します。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。この場合は直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、その金額を納税準備預金元帳から引落し、その証券類は当店で返却します。

# 5. (預金の払戻し)

- (1) この預金は、預金者(または同居の親族)の租税納付にあてる場合に限り払戻しができます。ただし災害その他の事由で、当行がやむを得ないと認めたときは租税納付以外の目的でも払戻しができます。
- (2) この預金を払戻しするときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに当店に提出してください。
- (3) 前項の預金を払戻しするときの手続きに加え、当該預金を払戻しを受けることに ついて正当な権限を有することを確認するため本人確認書類の提示等の手続きを 求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができ るまでは払戻しを行いません。
- (4) 租税納付のためにこの預金を払戻すときは、同時に納付書、納税告知書、その他

租税納付に必要な書類を提出してください。この場合、当店は直ちに租税納付の 手続をします。ただし、当店で取扱うことのできない租税については原則として 納付先宛の銀行振出小切手を渡しますので、それにより納付してください。

(5) この預金口座から租税の自動支払いをするときは、あらかじめ当行所定の手続を してください。なお、同日に数件の支払いをする場合にその総額が預金残高をこ えるときは、そのいずれを支払うかは当行の任意とします。

#### 6. (利息)

- (1) この預金の利息は、毎日の最終残高(受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除く。)1,000円以上については付利単位を100円として、毎年2月と8月の当行所定の日に、店頭掲示の預金利率表記載の納税準備預金利率によって計算のうえこの預金に組入れます。
- (2) 租税納付以外の目的でこの預金を払戻した場合および第 14 条第3項の規定によりこの預金を解約した場合、その払戻日が属する利息計算期間中の利息は、納税 準備預金利率を適用することなく、その金額につき店頭掲示の預金利率表記載の 普通預金利率によって計算します。
- (3) 前2項の利率は金融情勢の変化により変更することがあります。
- (4) この利息には第2項の場合を除き所得税はかかりません。

### 7. (納税貯蓄組合法による特例)

この預金が納税貯蓄組合法にもとづき結成された組合の組合員が行う納税準備預金 (以下「納税貯蓄組合預金」という。)である場合は、預金の払戻しおよび利息につ き次のとおり取扱います。

- ①納税貯蓄組合預金は5の(1)にかかわらず租税納付以外の目的でも払戻しができます。
- ②租税納付以外の目的で払戻した場合、その払戻日が属する利息計算期間中の利息は、6の(2)と同様に普通預金利率によって計算しますが、その払戻額の合計額が当該利息計算中において納税貯蓄組合法に定める一定金額以下の場合は、所得税はかかりません。

### 8. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

- (1) 通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面その他の当行所定の方法によって当店に届出てください。
- (2) 前項の印章、名称、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。
- (3) 通帳または印章を失った場合のこの預金の払戻し、解約または通帳の再発行は、 当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証 人を求めることがあります。



# 8-2. (成年後見人等の届け出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年 後見人等の氏名その他必要事項を書面により当店に届出てください。預金者の成 年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された 場合も同様に当店に届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意 後見人の氏名その他必要事項を書面により当店に届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも前2項と同様にお届けください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。
- (5) 前4項の届け出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

#### 9. (印鑑照合)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。 なお、預金者は盗取された通帳を用いて不正な払戻しの額に相当する金額について、次

なお、預金者は金取された連帳を用いて不正な払戻しの額に相当する金額について、次 条により補てんを請求することができます。

#### 10. (盗難通帳による払戻し等)

- (1) 本条は個人のお客さまの預金取引について適用されます。
- (2) 盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻し(以下、本条において「当該払戻し」という。)については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当行に対して当該払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。
  - ①通帳の盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること
  - ②当行の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること
  - ③当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが 推測される事実を確認できるものを示していること
- (3) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日(ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前の日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額(以下「補てん対象額」といいます。)を前条本文にかかわらず補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意無過失であることおよび預金者に過失(重過失を除く)があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

- (4) 前2項の規定は、第2項にかかる当行への通知が、この通帳が盗取された日(通帳が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。)から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (5) 第3項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てんしません。
  - ①当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ次のい ずれかに該当すること
    - A 当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと
    - B 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事 使用人によって行われたこと
    - C 預金者が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと
  - ②通帳の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに 付随して行われたこと
- (6) 当行が当該預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第2項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、預金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。
- (7) 当行が第3項の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金にかかる払戻請求権は消滅します。
- (8) 当行が第3項の規定により補てんを行ったときは、当行は、当該補てんを行った 金額の限度において盗取された通帳により不正な払戻しを受けた者その他の第三 者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得する ものとします。

## 11. (譲渡、質入れ等の禁止)

- (1) この預金および通帳は、当行の承諾なしに譲渡、質入れはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には当行所定の書式によります。

#### 12. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金は、第14条第3項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第14条第3項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

#### 13. (取引等の制限)

(1) 当行は、職業、事業内容、取引目的、国籍、在留資格、在留期間等の預金者に関する情報および具体的な取引の内容等(以下、「預金者情報等」という)を適切に

把握するため、当行が指定する預金者情報等に関して、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。

また、預金者情報等に変更があった場合、または変更が予定されている場合には、 速やかに当行に届け出てください。

- (2) 預金者から正当な理由なく届出いただくべき事項の届出がない場合、前項の各種確認や資料の求めに対してなんら回答なく、指定された提出期限を経過した場合、預金者情報等に変更があったにも関わらず届出がない場合、その他預金者がこの規定に違反し、または預金者情報等に照らし預金者との取引を継続することが不適切であると当行が判断した場合には、入金、払戻し等のこの規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 第1項に定める各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等のこの規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (4) 1年以上利用のない預金口座は、入金、払戻し等のこの規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (5) 前3項に定めるいずれの取引等の制限についても、預金者からの合理的な説明等に もとづき取引の一部を制限した事由が解消されたと当行が認める場合、当行は前3 項にもとづく取引等の制限を解除します。

#### 14. (解約等)

- (1) この預金口座を解約する場合には、この通帳および届出の印章を持参のうえ当店に申出てください。
- (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。 なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信したときに解約されたものとします。
  - ①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座 の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
  - ②この預金の預金者が第11条第1項に違反した場合
  - ③この預金が本邦または外国の法令・規則や公序良俗に反する行為に利用され、 またはそのおそれがあると認められる場合
  - ④当行が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項および前条第1項に定める預金者情報等の各種確認や提出された資料に関し、偽りがあることが明らかになった場合。
  - ⑤この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与もしくは経済制裁関係法令

等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる 場合

- ⑥上記①~⑤までの疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの確認 の要請に応じない場合。
- ⑦前条第2項から第4項までに定める取引等の制限が、1年以上に渡って解除されない場合
- (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
  - ①預金者が、本口座開設も含む当行との一切の取引開始時にした表明・確約に関 して虚偽の申告をしたことが判明した場合
  - ②預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
    - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
    - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
    - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を 加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認めら れる関係を有すること
    - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与を していると認められる関係を有すること
    - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
  - ③預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為を した場合
    - A. 暴力的な要求行為
    - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
    - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
    - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、また は当行の業務を妨害する行為
    - E. その他前各号に準ずる行為
- (4) この預金が、当行が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当行はこの預金取引を停止し、また

は預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令にもとづく場合にも同様にできるものとします。

(5) 前3項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が 停止されその解除を求める場合には、届出の印章と通帳を持参のうえ、当店に申 出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または 保証人を求めることがあります。

### 15. (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延 着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

# 16. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の 定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する 債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人とな っているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の 取扱いとします。
- (2) 相殺する場合の手続きについては、次のとおりとします。
  - ①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに直ちに当店に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
  - ②前号の充当の指定のない場合には当行の指定する順序方法により充当いたします。
  - ③第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当 行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定す ることができるものとします。
- (3) 相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅滞損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによります。
  - また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについて は当行の定めによります。
- (4) 相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用します。
- (5) 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができます。

# 17. (規定の変更等)

この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の変化やその他相当の事由があると認められる場合は、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。この変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上(2020年4月1日現在)